

令和 5 年 6 月 28 日現在

機関番号：32415

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K02050

研究課題名（和文）欧州の先進事例からみた女性の農家継承と土地所有 - オーストリアの事例より -

研究課題名（英文）Women's farm succession and land ownership in a leading gender equality country in Europe: A case study in Austria

研究代表者

大友 由紀子 (Otomo, Yukiko)

十文字学園女子大学・社会情報デザイン学部・教授

研究者番号：00286121

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：オーストリアでは男子優先の世代継承を伝統とする家族農業が営まれてきたが、現在では農場経営者の31%は女性で、女性農業者の64%が農場を所有する。民法では均分相続だが、農場相続には一括相続の特則を定め、農場の分割を極力禁じている。親の老齢年金受給に際して農場譲渡契約を結び、その時、後継者に配偶者があれば夫婦共同所有にしてもよい。女性農業者14名に半構造化面接をした結果、女性後継者は社会化の過程で農業教育を受けているのに対し、後継者の妻は、農業の専門資格を取得して農業資金を調達するなど、農業経営に貢献していないと、共同経営者ではあっても共同所有者ではなかった。女性の農場所有にはなおハードルがある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

農山漁村の女性に関する中長期ビジョンから30年が経過し、成果と課題が検討されている。また、2024年には食料・農業・農村基本法が改正される。このタイミングだからこそ、家族農業とジェンダーを国際的視点から論じる必要がある。男子優先の世代継承を伝統とする家族農業であっても、女性の経営参画が進むオーストリアの事例から、女性の農家継承と土地所有について調査研究した意義は大きい。オーストリア連邦機関で女性活躍による地域開発を研究する外国人研究者と共同研究することで、コロナ禍にありながらも、研究成果を公開講座でアウトリーチするとともに、世界農村社会学会で成果報告し、共著論文を国際的な学術雑誌へ投稿出来た。

研究成果の概要（英文）：Austria has traditionally practiced family farming with generational succession favoring sons, but today, 31% of farm managers are women and 64% of women farmers own farms. The Civil Code provides for equal inheritance, but a special provision for exclusive inheritance was established for farm succession, which prohibits farm division as much as possible. A farm transfer contract is concluded when a parent receives a pension, and if the successor has a spouse at that time, the farm can be jointly owned by husband and wife. Semi-structured interviews with 14 women farmers revealed that while female successors received agricultural training during their socialization process, the wives of successors tended to be co-managers but not co-owners of the farm unless they obtained a professional certification in agriculture that was sufficient to finance and contribute to the farm management. Even in developed areas, women face difficulties in farm ownership.

研究分野：家族社会学

キーワード：女性農場経営者 家族農業 農場譲渡契約 夫婦共同農場所有 ジェンダー オーストリア 女性農業 後継者 農業後継者の妻

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 様式 C-19、F-19-1、Z-19（共通）

### 1. 研究開始当初の背景

わが国では男子優先の世代継承を伝統とする家族農業が行われてきた。法律上は平等にもかかわらず、女性の農地へのアクセスは制限され、農業経営においても、また、地域社会においても、リーダーシップは男性に専有されてきた。基幹的農業従事者の4割は女性であり、農山漁村での女性活躍推進が謳われているものの指導的立場にある女性の割合は、農業経営主 6.7%（2015年）、認定農業者 4.6%（2016年）、農業委員 10.6%（2018年）、JA 役員 7.7%（2017年）とわずかである。

国連では2014年「国際家族農業年」の成功を受け、2015年の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）達成にむけて、2019-2028年を「家族農業の10年」に定めた。その活動の柱の1つが「家族農業のジェンダー公平性と農村女性のリーダーシップ的役割の促進」である。2018年第62回国連女性の地位委員会会議（CSW）での優先テーマは「農山漁村の女性と女兒のジェンダー平等...」であり、「農山漁村の女性を含む女性の土地登記と土地の権利認定を推進する法律を制定し、土地に関する女性の権利を損なう慣行や固定観念に対処する」との合意を得た。

中央ヨーロッパのアルプス山系に位置する南部ドイツ語圏でも小規模な家族農業が営まれており、男子優先の伝統から、女子による継承は例外的だった。ところがオーストリアでは、1995年のEU加盟以降、離農や兼業が進み、農場経営者に占める女性の割合が高まった。2004年から2006年には40%のピークを示し、その後は徐々に減少し、2019年以降は31%となっている（連邦政府グリーンレポート、2005-2022）。2016年のEU加盟28か国の平均は28%であり、バルト三国、ルーマニア、イタリア、オーストリアが突出して高い割合を示している。

2008年にオーストリア連邦機関が実施した全国女性農場経営者実態調査（22%抽出郵送調査・有効回答390名）によると、女性農場経営者の農場所有形態は「夫婦共有」53.5%、「本人の単独所有」30%、「夫の単独所有」10%、「夫以外と共有」4%、「夫以外の単独所有」3%で、9割近くが農場を所有していた（Oedl-Wieser and Wiesinger, 2010, 115-116）。農業継承の理由は（複数回答）、「自然や動物が好きだから」（89%）、「農業に興味があるから」（85%）に次いで、「自分にとって農場所有は重要だから」（70%）があり、土地をはじめとする生産手段の所有が経営継承の動機付けになっている点は見逃せない。

わが国の2015年農林業センサスによれば、基幹的農業従事者は平均67歳と高齢化が顕著で、高齢専業農家のリタイアは加速している。「男子の生産年齢人口がいる専業農家」は1995年の21万4千戸から2015年には15万2千戸に激減し、もはや女性に頼らざる得ない状況にあり、女性の農家継承へのモチベーションに土地所有が欠かせないことは、オーストリアの女性農場経営者の実態調査からも明らかである。

### 2. 研究の目的

家族農業の持続的発展には、農業に興味を持つ人材が必要であり、女性を排除するのではなく、むしろ奨励されるべきである。女性農業者が農場を所有することは、農業経営の意思決定において力を持ち、農業者としての自信と自尊心を高め、農作業の楽しみを増やすことにつながる。本研究の目的は、女性農業者の経営参画が進むオーストリアの先進事例から、家族農業に強固なジェンダー非対称性を組み替えるための道筋を探り、わが国の農山漁村における女性活躍推進にむけたロードマップを示すことである。

### 3. 研究の方法

予備調査として、2019年8月26日から30日にかけて、オーストリア連邦機関農業経済・農山村調査研究所（BAB）と、農家を代表する利益団体であるオーストリア農業会議所の協力を得て、夫婦共同農場所有の割合が高いオーバーエスターライヒ州とニーダーエスターライヒ州の農業会議所にて、女性農業者担当と法務担当へヒアリングを行い、女性農場経営者が農場所有するためのプロセスを確認した。次いで、2020年3月に第1次本調査、2021年3月に第2次本調査を予定していたが、コロナ禍で中断を余儀なくされ、予備調査で収集した文献資料からオーストリアの農場相続における女性の地位を分析した。

入国制限が緩和された2022年3月末に第1次本調査、同年5月初旬に第2次本調査として、オーバーエスターライヒ州とニーダーエスターライヒ州にて、女性農業者14名に対して半構造化インタビューを実施した。対象者は、オーストリア農業会議所の女性農業者組織（ARGE Österreichische Bäuerinnen）および法務担当などの協力を得て、農場承継後・農場譲渡前の「現役女性農業者」をスノーボールサンプリングで選定し、訪問面接調査をした。コロナ禍にあって、うち2名はオンラインでのインタビューとなった。インタビューでは、夫婦双方の祖父母世代からの農場承継、次世代への農場譲渡の見通しをはじめ、農業経営と家族生活における役割分担、対象者の教育歴と職業キャリア、社会活動を聴取した。

### 4. 研究成果

#### （1）オーストリアにおける夫婦共同農場所有

2018年のオーストリア全土での農業後継者調査によると、女性を後継者に指名する割合は

19.6%と少数派である (Larcher and Vogel, 2019, 35-36)。しかし、2016年の女性農業者の労働と生活状況に関する全国調査の結果、「現役女性農業者」の農場所有状況は、「夫婦共同所有」51%、「妻単独所有」13%で、オーストリアの世襲農場は後継者夫妻の共同所有として譲渡されてきたことがわかる (Mayr *et al.*, 2017, 40)。

おなじドイツ語圏でもドイツでは、女性の農場所有者は11%、娘を後継者に指名する農家は18%程度しかない (von Davier *et al.*, 2023, 5-6)。2019-2022年の女性農業者の生活実態に関する全国調査によると、対象者の65%は農場を所有しない (*ibid.*, 51)。

以上より、オーストリアでもドイツでも女性による農場単独所有は約10%、女性に継承する予定の農場は約20%で、父系的な農場継承の慣習が依然として強いことがわかる。しかし、ドイツでは65%の女性農業者が農場を所有しないのに対し、オーストリアでは64%の「現役女性農業者」が農場を所有しており、その多くは夫婦の共同所有であるところに特徴がある。

## (2) オーストリアの世襲農場

オーストリア相続法では、被相続人が相続契約(第602条)または遺言を作成していない限り、遺産は法定相続人の間で分割される。遺産の3分の2は子供たちに、3分の1は配偶者に与えられ、子供たちの間では均分相続となる (österreich.gv.at, 2022)。しかし、農場相続については民法の原則を修正する特則として「一子相続法」(BGBL 1958/106、最新変更 BGBLI Nr.38/2019)を定め、世襲農場の安定的な経営継承を目的として、遺産分割払いに基づく遺産分割や農場経営の分割を可能な限り禁止している。

オーストリアの農場相続慣行は地域差があり(表1)、「一子相続法」は、独自の農場法を持つチロル州とケルンテン州を除く7州全てに適用される (Landjugend Österreich, 2020, 46-48)。

表1 オーストリア連邦州別、女性農業者の農場所有状況、農場相続法、農場相続慣行

	女性農場 経営者 2020年*	「現役女性農業者」の 農場所有状況2016年**				農場相続法	農場相続慣行 1900-1914年 ***	
		夫婦共同	夫単独	妻単独	他			
全国	31%	51%	31%	13%	6%	一子相続法(1958)	-	
ブルゲンラント	34%	54%	18%	19%	8%	一子相続法(1958)	混合	
ケルンテン	27%	19%	58%	21%	2%	ケルンテン世襲農場法(1903/1930/1990)	一括	
ニーダーエスタライ化	<b>31%</b>	<b>62%</b>	<b>19%</b>	<b>13%</b>	<b>6%</b>	<b>一子相続法(1958)</b>	一括	
オーバースタライ化	<b>35%</b>	<b>62%</b>	<b>19%</b>	<b>14%</b>	<b>5%</b>	<b>一子相続法(1958)</b>	一括	
ザルツブルグ	38%	56%	34%	7%	4%	一子相続法(1958)	一括	
シュタイアーマルク	35%	59%	24%	12%	5%	一子相続法(1958)	一括	
チロル	17%	15%	65%	12%	8%	チロル農場法(1900)	一括	
フォアアルペルク	20%	29%	46%	13%	13%	一子相続法(1992)	分割	
ウィーン	25%	ニーダーエスタライ化に合算					一子相続法(1958)	一括

出典：\*連邦政府グリーンレポート, 2021, p.72。 \*\*Mayr *et al.*, 2017, p.40。

\*\*\*Kretschmer, 1980, p.84。

## (3) 農場譲渡契約

オーストリアでは農場の法定相続は稀で、公証役場で署名された農場譲渡契約によって次世代に譲渡されるケースが圧倒的に多い。農場譲渡契約は一般的に親が老齢年金を受け取るタイミングで行われる。2018年のオーストリア全土での農業後継者調査によると、男性農場経営者が平均62歳、女性農場経営者は平均60歳で農場譲渡を予定していた (Larcher and Vogel, 2019, 18)。

農場譲渡契約は法的にすべて決められているわけではないため、家族内で事前に契約内容を話し合い、取り決めておく必要がある。失敗は許されないため、オーストリア農業会議所が提供する法務相談や研修会を利用することがある。農場譲渡契約の当事者は、譲渡人、承継者、承継を譲歩する譲渡者の子である (Landjugend Österreich, 2020, 8)。この場合の後継者は、譲渡人の子が結婚している場合、夫婦であってもよい。後継者は、承継を譲歩した兄弟姉妹に対し、均分相続の原則に基づき、相応の補償金を支払う必要がある。世襲農場の土地価格は販売価格よりも低い水準で計算されるため、農場後継者にとって有利な形で相続価値が決定されることになる (*ibid.*, 41-42)。

譲渡者は住居を含めた農場全体を譲り渡す代わりに、承継者から老後の生活保障を約束してもらう。住居は農場の一部であり、女性農業者の多くは多世代家族で暮らしている。2016年の女性農業者の労働と生活状況に関する調査によると、「現役女性農業者」の40%が義母と、29%が義父と、15%が母親と、12%が父親と暮らしていた (Mayr *et al.*, 2017, 32)。

以前の農場譲渡契約には、毎日の食事、洗濯、教会への送迎サービス、介護の手配など、承継者が譲渡者に提供しなければならないサービスが数多く規定されることがあったが、老齢年金

や介護手当が普及したことで、これらのサービスは契約書に含まれなくなった（Otomo and Oedl-Wieser, 2009, 83-84）。女性農業者向けの法務ハンドブックには、「相続人である息子が農場を独占的に相続する場合、その妻（老親の嫁）には家事（料理、洗濯など）や介護サービスを提供する法的義務はない。そのようなサービスが必要になった場合、農場譲渡契約の中で、そうしたサービスに対して支払われる報酬について合意しておく必要がある」（Bäuerinnen Österreich, 2022, 28）と記されている。

多くの譲渡者が最も悩む点は、農場を単独所有権として子に譲渡するか、共同所有権の形で子とその配偶者に譲渡するかということである（Landjugend Österreich, 2020, 38-39）。女性農業者向けの法務ハンドブックには、義理の子が事業に労力を割き、自己資金も投入してくれるのであれば共同所有という選択肢がおそらく望ましいと書かれている（Bäuerinnen Österreich, 2022, 28）。しかし、オーストリアでは離婚率が上昇し、事実婚も一般化しているため、「公正証書という形で、夫婦間の共有財産所有権を形成することは推奨されない」（Landjugend Österreich, 2020, 38）。つまり、子とその配偶者による農場の共同所有は、一般的には農業会議所から推奨されなくなった。

農場譲渡には長い時間がかかり、後継者が親の借地農を経て引き継ぐことが多い。後継者が結婚前に農場承継した場合、配偶者が農場を所有するには、夫婦間で農場譲渡契約を結び直すことになる。

#### （４）事例分析

半構造化インタビューの対象者 14 名について、表 2 で一覧にした。対象者 14 名は、女性後継者 7 名（No.1-7）と後継者の妻 7 名（No.8-14）とに分かれる。

対象者 14 名のうち 13 名は農場経営者で、そのうち 1 名は単独農場経営者（No.1）、1 名は単独農業経営者で夫も単独農業経営者（No.7）、あとの 11 名は夫婦共同農場経営者である。

しかし、農場経営者が必ずしも農場所有者であるとは限らない。女性後継者 7 名（No.1-7）は農場経営者であり農場所有者でもある。うち 5 名（No.1-5）は親の農場を夫婦共同所有にした。あとの 2 名（No.6-7）は親の農場を単独所有にして、うち 1 名（No.7）は夫も本人の親の農場を単独所有にして、もう 1 名は（No.6）は夫の親の農場を夫婦共同所有にした。

後継者の妻 7 名（No.8-14）のうち 3 名（No.8-10）は夫婦共同農場経営者であり夫婦共同農場所有者だが、ほかの 3 名（No.11-13）は夫婦共同農場経営者ではあっても農場を所有していない。また、残りの 1 名（No.14）は農場経営者でも農場所有者でもない。

##### ①女性後継者

女性後継者（No.1-7）は、一人っ子（No.6-7）や娘のみ（No.1-3）のケースとは限らない。兄が農業に興味がなかったり（No.4）、兄のパートナーが農家の嫁になることを嫌ったり（No.5）したため、農業に興味のある妹が農業の職業教育・訓練を受け、夫と農場承継した。女性後継者 7 名のうち 6 名が農業分野の職業資格を取得している。女性後継者の夫は、結婚を機に農業分野の職業資格を取得した場合（No.2-3）と、そうでない場合とがある。農業の職業教育・訓練を受けていない夫であっても、非農業分野での自営業（No.5）や農外就業（No.1、No.4）から得た収入を農場経営に投入しており、夫婦共同農場所有者になっていた。

##### ②後継者の妻

後継者の妻のうち、夫婦共同農場所有者の 3 名（No.8-10）は、農業分野の職業教育・訓練を受け、補助金の条件となる農業分野の専門資格を取得したり（No.9）、サイドビジネスを立ち上げて家族農業に貢献したりしていた（No.8）。兼業農家の割合が高いオーストリアでは、妻が夫よりも農業労働時間の割合が高いケースもあり（No.10）、その場合、後継者の妻が農場所有者であることは理にかなっている。

他方、農場を所有できない後継者の妻たちは、義母との緊張関係、義父母の将来の離婚の可能性に対する懸念、自身の農場所有に対する関心の低さなど、さまざまな理由から農場の共同所有権を得ることが難しい状況にある。また、後継者が親の農場の負債を引き継いだケース（No.14）では、後継者の妻が農場を共同所有することはなかった。

#### （５）結論

オーストリアでは離婚率が上昇し、事実婚が増えたことで、農家を代表する利益団体である農業会議所では、一般には夫婦共同農場所有を推奨しなくなった（Landjugend Österreich, 2020, 38）。その代わりに、女性農業者がどれだけ農業に興味があるか、農業経営にどれだけ貢献しているか考慮することを奨励している（Bäuerinnen Österreich, 2022, 28）。高齢年金や介護手当が一般化したことで、後継者の妻が高齢の義父母の介護を担う必要はなくなった。多世代が同居する農家でも、夫婦ごとに生活分離しており、農業経営への貢献度が後継者の妻の農場所有権を直接決定する度合いが高まった。後継者の妻の場合、農場への資金援助を申請できる農業分野の職業資格を取得し、農業経営に貢献することが、農場所有の重要な要因となっているようである。その一方、女性後継者の夫は、農業分野の職業資格の有無に関わらず、農場を共同所有できていた。女性農業者の経営参画が進むオーストリアでも、農業後継者以外の女性が農場を所有するにはハードルがあり、家族農業における農場所有に関する強いジェンダー非対称性を克服するには、まだ道のりがあることがわかった。

表2 インタビュー対象の「現役女性農業者」14名一覽

No.	生年		結婚年	農場承継年	女性後継者	後継者の妻	農場経営者			農場所有者			農業分野の職業資格		専業農家/兼業農家	調査時点農場所有面積	農業経営部門	農外就労	
	妻	夫					夫妻	妻	夫	夫妻	妻	夫	妻	夫				妻	夫
1	1970	1965	1990	1995	X		X		X				M		兼	12ha	畑作、畜産、養鶏		80%
2	1972	1971	1992	1997	X		X		X				M	S	専	24ha	畜産、休暇用アパート、食品加工・販売		
3	1973	1973	1998	2010	X		X		X				S	M	専	46ha	畑作、畜産	40%	
4	1980	1980	2009*	2011	X		X		X				S		兼	8ha	畜産		100%
5	1989	1986	2014	2021	X		X		X				S		専	13.2ha	畜産、食品加工・販売		
6	1973	1967	2002	1991	X	X	X			X			M		兼	11ha	畑作、養鶏、食品加工・販売		60%
				1999					X	23ha									
7	1978	1975	2001	1997	X	X		X		X			S	M	専	26ha	畑作、畜産、養鶏 食品加工・販売		
				2001					X	24ha									
8	1966	1961	1985	1991		X	X		X				Ma	S	専	14ha	畜産、休暇用アパート	70%	
9	1968	1966	1989	1995		X	X		X				S	S	専	25ha	畜産		
10	1979	1978	2011	2015		X	X		X				S	S	兼	14ha	ブドウ栽培、ワイン醸造	20%	70%
11	1973	1968	1993	2002		X	X			X			S		専	47ha	畑作、養鶏、食品加工・販売	70%	
12	1973	1970	1995	1995		X	X			X			M		兼	16ha	畜産	50%	
13	1974	1972	2001	1995		X	X			X			M		専	17ha	畜産、直売		
14	1981	1972	2006	1999		X		X		X			S	S	専	14ha	畜産、養鶏、直売	40%	

注：農業分野の職業資格は、S=専門技術者、M=マイスター、Ms=職業マトウラ。

<引用文献>

- Bäuerinnen Österreich. 2022. *Rechte der Frau in der Landwirtschaft* (3. Auflage). Wien (Austria): ARGE Österreichische Bäuerinnen in der Lk Österreich, 74 p.
- Kretschmer I. 1980. Verbreitung und Bedeutung der bäuerlichen Erbsitten. In: Dworsky A, Schider H. (Hrsg.), *Die EHRE Erhof. Analyse einer jungen Tradition*. Salzburg (Austria): Residenzverlag, p.83-90.
- Landjugend Österreich. 2020. *Hofübergabe/Hofübernahme*, 11. Auflage. Wien (Austria): Landjugend Österreich, 54 p.
- Larcher M, Vogel S. 2019. Hofnachfolgesituation in Österreich 2018 – Deskriptive Ergebnisse einer Befragung von Betriebsleiter/innen (Diskussionspapier DP-71-2019). Wien (Austria): Universität für Bodenkultur Wien, Institut für Nachhaltige Wirtschaftsentwicklung, 56 p.
- Mayr J, Thomas Resl T, Quendler E. 2017. *Situation der Bauerinnen in Österreich 2016*. Wien (Austria): KeyQUEST Marktforschung, 115p.
- Oedl-Wieser T, Wiesinger G. 2010. *Landwirtschaftliche Betriebsleiterinnen in Österreich. Eine explorative Studie zur Identitätsbildung*. Forschungsbericht 62. Wien (Austria): Bundesanstalt für Bergbauernfragen, 150 p.
- Otomo Y, Oedl-Wieser T. 2009. Comparative analysis of patterns in farm succession in Austria and Japan from a gender perspective. *Jahrbuch der Österreichischen Gesellschaft für Agrarökonomie* 18(2): 78–92.
- von Davier JZ, Padel S, Edebohls I, Devries U, Nieberg J. 2023. *Frauen auf landwirtschaftlichen Betrieben in Deutschland - Leben und Arbeit, Herausforderungen und Wünsche: Befragungsergebnisse von über 7.000 Frauen*. Braunschweig (Germany): Johann Heinrich von Thünen-Institut, 144p.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 Tsutsumi, M., Kikuchi, K., Otomo, Y., Tsutsumi, M.	4. 巻 33-1
2. 論文標題 Analysis of Farm Succession to Women from the Viewpoint of Case Studies: Researching Background and Determining Factors	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 開発学研究	6. 最初と最後の頁 18-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大友 由紀子、中道 仁美、大西 広之	4. 巻 52
2. 論文標題 オーストリアの農場相続における女性の地位	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 十文字学園女子大学紀要	6. 最初と最後の頁 119-133
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 0件/うち国際学会 3件）

1. 発表者名 大友 由紀子、中道 仁美、大西 広之
2. 発表標題 オーストリアにおける女性の農場承継と土地所有
3. 学会等名 日本村落研究学会第70回大会（於：明治大学駿河台キャンパス）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Otomo, Y., Nakamichi, H., Oedl-Wieser, T.
2. 発表標題 The position of women in the farm transfer process in Austria: Case study of joint ownership by couples
3. 学会等名 XVth World Congress of Rural Sociology in Cairns, Australia. 19-22 July 2022.（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Otomo, Y., Nakanichi, H.
2. 発表標題 Comparative Study on Women's Farmland Ownership in Japan and Austria
3. 学会等名 XXIXth European Society for Rural Sociology Congress in Rennes, France. 3-7 July 2023. (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Otomo, Y., Nakanichi, H., Oedl-Wieser, T.
2. 発表標題 Insights in conjugal farm ownership and gender issues in family farm succession in Austria by an exploratory study
3. 学会等名 The 33rd annual conference of the Austrian Society of Agricultural Economics in Vienna, Austria. 28-29 September 2023. (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 大友 由紀子、中道 仁美、大西 広之
2. 発表標題 女性の活躍による家族農業の持続的発展の課題 - オーストリアの先進事例より -
3. 学会等名 日本村落研究学会第69回大会 (オンライン開催)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大友 由紀子、中道 仁美、大西 広之
2. 発表標題 オーストリアの農場相続における女性の地位
3. 学会等名 第93回日本社会学会大会 (オンライン開催)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 大友由紀子、堤マサエ
2. 発表標題 長期反復調査からみた農家女性の世代変化 - 「勝沼調査：地域と家族のあゆみ50年」のデータより -
3. 学会等名 2019年度日本農村生活学会大会（第67回大会）（於：明治大学駿河台キャンパス）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 Nakamura, Y.T., Horimoto, M., McLean, G. N. (Eds.)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Palgrave Macmillan	5. 総ページ数 340
3. 書名 Japanese Women in Leadership	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>十文字学園女子大学公開講座「オーストリア・アルプスの女性に学ぶ ゆたかな田舎暮らし」（後援：埼玉県男女共同参画推進センター），2022年7月16日（土），講師：OEDL-WIESER, T., コーディネーター：大友由紀子，松本晃子。  <a href="https://www.jumonji-u.ac.jp/contribution/region/lecture/kouzahoukoku/">https://www.jumonji-u.ac.jp/contribution/region/lecture/kouzahoukoku/</a></p> <p>独立行政法人日本学術振興会，外国人招へい研究者，研究活動報告書，令和4(2022)年度外国人招へい研究者（短期第1回），社会科学，社会学関連，女性の活躍による家族農業の持続的発展と課題：日本とオーストリアの先進事例比較から，外国人招へい研究者：OEDL-WIESER, T., 受入研究者：大友由紀子。  <a href="https://www.jsps.go.jp/file/storage/general/j-inv/report_R4-1_short/OTOMO_Yukiko.pdf">https://www.jsps.go.jp/file/storage/general/j-inv/report_R4-1_short/OTOMO_Yukiko.pdf</a></p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	中道 仁美  (Nakamichi Hitomi)  (30254725)	京都女子大学・現代社会学部・教授    (34305)	



6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	大西 広之  (Onishi Hiroyuki)	四国大学・学際融合研究所経営情報研究部門・特別研究員  (36101)	法務省大阪法務局

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関		
オーストリア	Bab.gv.at	Lk Baeuerinnen Oesterreich	